香川県教育委員会６月定例会会議録

１．開催日時　　令和元年６月３日（月）
　　開　会　　午前　９時３０分
　　閉　会　　午前１０時２０分

２．開催場所　　教育委員室

３．教育委員会出席者の氏名

教 育 長	工　代　祐　司
委　　員	藤　村　育　雄
委　　員	小 坂 真 智 子
委　　員	平　野　美　紀
委　　員	槙　田　　實
委　　員	藤　澤　　茜

４．教育長及び委員以外の出席者

理事	松　原　文　士
教育次長兼政策調整監	井　元　多　恵
総務課長	白　井　道　代
義務教育課長	小　柳　和　代
高校教育課長	金　子　達　雄
保健体育課長	宮　滝　寛　己
生涯学習・文化財課長	原　田　　智
政策主幹兼総務課副課長	石　川　史　郎
生涯学習・文化財課副課長	片　桐　孝　浩
義務教育課長補佐	高　尾　明　博
高校教育課長補佐	小　山　圭　二
保健体育課長補佐	渡　邉　浩　司
生涯学習・文化財課長補佐	白　川　暁　美
総務課副主幹	柳　澤　紀　子
総務課副主幹	秋　山　直　美
義務教育課主任指導主事	小　山　　圭
高校教育課主任指導主事	佐　伯　卓　哉
生涯学習・文化財課主任文化財専門員	松　本　和　彦
生涯学習・文化財課主任社会教育主事	中　山　星　司
生涯学習・文化財課主任指導主事	芳　重　香　奈
高校教育課指導主事	川　東　芳　文

傍聴人　なし

５．会議録の承認

５月定例会の会議録署名委員の藤村委員から、同定例会の会議録について適正に記載されている旨報告。

各委員に諮り、これを承認した。

６．非公開案件の決定

教育長から、本日の議題のうち、議案第１号及びその他事項３は、教育委員会において会議を公開しないことと定めているもののうち、「県の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」に、また、議案第４号は、「個人に関する情報であって、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあること」及び「県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するため、非公開としたい旨を発議。

各委員に諮り、非公開とすることに決した。

７．議　　案

○議案第１号　令和元年６月香川県議会定例会に提案予定の教育委員会関係議案に対する意見について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第２号　香川県教科書センター設置管理規則の一部改正について

義務教育課長から、香川県教科書センター設置管理規則の一部改正について、その改正内容等を説明。

【質疑】

＜教育長＞これまでの丸亀市教育研究所は、どこにあったのか。

＜義務教育課職員＞丸亀市の教育委員会と同じ建物の中にある、生涯学習センターの中に位置付けられている施設である。

＜教育長＞観音寺教科書センターも市役所内にあるということは、同じような状況にあるということか。

＜義務教育課職員＞観音寺教科書センターについては、市役所内にあるという状況を踏まえ、休日にも利用できるように、市立図書館を利用した別の会場を設けて教科書を展示している。

＜平野委員＞教科書センターの中で、実際に教科書を手に取って見ることができるところはどのくらいあるのか。

＜義務教育課長＞展示している教科書については、すべての会場で手に取って見ることが可能である。
＜小坂委員＞高松教科書センターは、高松市総合教育センター内にあるとなっているが、実際の場所はどのあたりになるのか。
＜義務教育課長＞高松市総合教育センターは、旧の新塩屋町小学校の跡地に設置されている。
＜藤澤委員＞教科書センターの利用にあたって、土日曜日に利用できる施設とできない施設があるが、曜日によって利用状況に違いはあるのか。
＜義務教育課長＞曜日による利用状況の違いは把握していない。平成２９年度に行った教科書採択に関する状況調査の結果では、県内の教科書センター１４箇所のうち９箇所は通年で教科書を展示しているが、５箇所については２週間の期間を限定して展示している状況である。なお、教科書センターを市町立の図書館に設置しているところでは、図書館が土日曜日も開館していることから、教科書センターも同様に利用が可能な状況となっている。
＜藤澤委員＞実際のところ、教員等が利用するにあたって、土日曜日と平日では、どちらが利用しやすいのか。
＜義務教育課長＞２９年度の調査結果によると、県内における教科書センターの利用者は合計で２１０名となっているが、その内訳としては、小中学校の教員の利用は８名程度で、利用者のほとんどが教育関係者ではない一般の方という状況であるため、曜日による比較は難しい。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第３号　令和２年度香川県公立高等学校入学者選抜要綱について
高校教育課長から、平成３１年度香川県公立高等学校入学者選抜の日程及び入学定員、選抜方法等の基本的な方針を定める要綱について諮る旨、説明。

【質疑】
＜小坂委員＞自己推薦選抜の合格発表が週明けの月曜日になっている。学力検査日が前週の火曜日で日程的には問題ないのだと思うが、これまで合格発表は週の中頃に行っていたものを変更した理由は何かあるのか。
＜高校教育課長＞合格発表以降のスケジュールも考慮して、基本的には、学力検査の日から合格発表の日までの日数を例年と同様に揃えることを優先して考えている。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第４号　香川県社会教育委員の委嘱について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

８．その他事項

○その他事項１　令和元年度スーパーアスリート育成事業について

保健体育課長から、令和元年度スーパーアスリート育成事業指定選手の指定状況や今後の予定等について説明。

【質疑・意見交換】

＜藤村委員＞新たに１１名の選手が選考されているが、これは高校を卒業して指定対象から外れた選手が同程度の人数いて、その補充という考え方か。

＜保健体育課長＞昨年度の指定選手で、中学校卒業後、県外に進学して指定から外れた選手もおり、すべてが高校を卒業したことで指定が外れたものではない。

＜藤村委員＞高校に在学中に事業の指定を外れる選手はいるのか。

＜保健体育課長＞基本的には高校卒業まで指定は継続するという考え方でやっている。

○その他事項２　令和元年度東京オリンピック候補選手強化事業について

保健体育課長から、令和元年度東京オリンピック候補選手強化事業指定選手の指定状況や今後の予定等について説明。

【質疑・意見交換】

＜教育長＞来年の東京オリンピックに香川県出身選手が５人以上出場することを目指すという事業目標の根拠は何か。

＜保健体育課長＞過去のオリンピックで香川県出身選手の出場者一番多かったのが１９８４年のロサンゼルスオリンピックの４人なので、それを超えることを目標にするということで５人としている。

○その他事項３　記念物の指定に係る国の文化審議会の答申について（非公開案件）

○その他事項４　「家庭教育啓発月間」について

生涯学習・文化財課長から、７月１日から８月３１日までの「家庭教育啓発月間」において、「早寝早起き朝ごはん」や「あいさつ」をはじめとした子どもの望ましい生活習慣づくりを推進するために実施する事業などについて説明。

【質疑・意見交換】

＜平野委員＞食事を作るということは生活の基本だと思うので、子どもが自分で食事を作れるようになることは非常に良いことだと思う。なお、チャレンジチックシートについては、小学校低学年の子どもに自分で読んで使ってもらうことを想定して、漢字にふりがなをつける等の配慮をしてもらいたい

＜生涯学習・文化財課長＞チェックシートは、子どもが保護者等と一緒に使ってもらうことを想定しているが、対応可能なものについては、今年度のものについても、ふりがなをつけるように対応したい。
＜教育長＞家庭教育啓発月間は、いつから始めたのか。
＜生涯学習・文化財課長＞約２０年前から実施している。
＜教育長＞チェックシートをはじめとしたこれらの配布物の使われ方は、配布先の学校の判断によってそれぞれ違うのか。
＜義務教育課長＞小学生にとって夏休みは生活習慣が乱れがちになるため、いずれの小学校でも養護教諭が中心となって以前からこのようなチェック機能を持たせたシートを配布していたこともあり、養護教諭の業務負担の軽減が図られるとともに、子どもはシールを貼るのが好きで積極的に取り組むため、学校現場からは非常に歓迎されている事業である。
＜教育長＞ほとんどの学校で活用されているということか。
＜義務教育課長＞夏休み前に担任が使い方を説明し、夏休み明けに回収してチェックしており、夏休みの宿題のようになっている学校がほとんどである。
＜藤澤委員＞保護者を巻き込んで行う事業も多くなってきたように思うが、多忙な保護者も多いので、子どもだけで取り組める工夫があれば喜ばれるのではないかと思う。また、チラシやポスターで紹介している「マイチャレかがわ」の登録では、性別や健康保険の種類を登録するようになっており、これらの情報登録が必要なものなのか検討が必要なのではないか。
＜生涯学習・文化財課長＞「マイチャレかがわ」については、健康福祉部の事業なので、担当課に委員の意見を伝える。
＜藤村委員＞以前、着ぐるみによる啓発が非常に人気があるが、貸し出せる着ぐるみが２着しかないので困っているという話があったが、それ以降に着ぐるみの数は増えたのか。
＜生涯学習・文化財課長＞現在は４着に増えており、それを貸し出している。